4　申立人は、付託の意図の通知の日から百八十日が経過し、かつ、投資紛争がいずれの締約国においても行政裁判所又は司法裁判所に付託されていないことを条件として、2に規定する請求を次のいずれかの仲裁に付託することができる。

(a)　ＩＣＳＩＤ条約による仲裁。ただし、両締約国がＩＣＳＩＤ条約の当事国である場合に限る。

(b)　ＩＣＳＩＤ追加的制度規則による仲裁。ただし、いずれか一方の締約国のみがＩＣＳＩＤ条約の当事国である場合に限る。

(c)　ＵＮＣＩＴＲＡＬ仲裁規則による仲裁

(d)　紛争当事者が合意する場合には、他の仲裁機関又は仲裁規則による仲裁

5　2(a)又は(b)に規定する申立人又は企業が8(a)(ii)又は(b)(ii)の規定に基づく書面による放棄により投資紛争を仲裁に付託した場合には、その紛争解決の場の選択は、最終的なものである。

6　各締約国は、この協定の規定に従ってこの条の規定による仲裁に請求を付託することに同意する。

7　6の規定にかかわらず、この条の規定による仲裁への請求の付託は、申立人が2の規定によって申し立てられる違反が発生したこと及び2(a)の規定によって付託する請求の場合には申立人、2(b)の規定によって付託する請求の場合には2(b)に規定する企業が損失又は損害を被ったことを知った又は知るべきであった最初の日から三年が経過した場合には、行うことができない。

8　この条の規定による仲裁への請求の付託は、次のいずれかの場合に該当するときを除くほか、行うことができない。

(a)　2(a)の規定によって付託する請求については、次の条件を満たす場合

(i)　申立人が、この条に定める手続による仲裁に書面により同意すること。

(ii)　申立人が、いずれかの締約国の法律の下にある行政裁判所若しくは司法裁判所又は他の紛争解決手続において、2(a)(i)に規定する違反を構成するとされる措置に関する手続を開始し、又は継続する権利を書面により放棄すること。

(b)　2(b)の規定によって付託する請求については、次の条件を満たす場合

(i)　申立人及び2(b)に規定する企業の双方が、この条に定める手続による仲裁に書面により同意すること。

(ii)　申立人及び2(b)に規定する企業の双方が、いずれかの締約国の法律の下にある行政裁判所若しくは司法裁判所又は他の紛争解決手続において、2(b)(i)に規定する違反を構成するとされる措置に関する手続を開始し、又は継続する権利を書面により放棄すること。

9　5並びに8(a)(ii)及び(b)(ii)の規定にかかわらず、申立人又は2(b)に規定する企業は、被申立人の法律の下にある行政裁判所又は司法裁判所において、暫定的な差止めによる救済（損害賠償の支払を伴わないものに限る。）の申立てを行い、又は当該申立てに係る手続を継続することができる。

10　仲裁廷は、2(a)又は(b)の規定により請求が付託される場合には、この協定及び関係する国際法の規則に従って、係争中の事案について決定する。

11　被申立人は、非紛争締約国に次のものを送付する。

(a)　申立人による仲裁に関する通知又は仲裁の請求（仲裁の請求が付託された日の後三十日以内に送付する。）

(b)　仲裁において提出された全ての主張書面の写し

12　非紛争締約国は、紛争当事者への書面による通知を行った上で、この協定の解釈に関する問題につき仲裁廷に対して意見を提出することができる。

13　被申立人は、この条の規定による仲裁において、抗弁、反対請求若しくは相殺として、又はその他の目的のために、申立人が申し立てられた損害の全部又は一部に対する塡補その他の補償を保険契約又は保証契約に基づいて既に受領したこと又は将来受領することを主張してはならない。

14　仲裁廷は、次の事項についてのみ裁定を下すことができる。

(a)　被申立人が、申立人及びその投資財産に関し、前章の規定に基づく義務に違反したかどうか。

(b)　違反があった場合には、次の救済措置のいずれか一方又は双方

(i)　損害賠償及び適当な利子

(ii)　原状回復。この場合の裁定においては、被申立人が原状回復に代えて損害賠償及び適当な利子を支払うことができることを定めるものとする。

仲裁廷は、仲裁に係る費用及び代理人の報酬についても、適用される仲裁規則に従って裁定を下すことができる。

15　14の規定に従うことを条件として、2(b)の規定によって付託する請求の場合には、

(a)　損害賠償及び適当な利子の支払を命ずる裁定においては、支払が2(b)に規定する企業に対して行われることを定めるものとする。

(b)　原状回復を命ずる裁定においては、原状回復が2(b)に規定する企業に対して行われることを定めるものとする。

(c)　裁定においては、自然人又は企業が救済につき関係法令に基づいて有するいかなる権利にも当該裁定が影響を及ぼすものではないことを定めるものとする。

16　被申立人は、次に掲げる情報を除くほか、4の規定により設置される仲裁廷に提出され、又は当該仲裁廷が発する全ての文書（裁定を含む。）を時宜を失することなく公に入手可能なものとすることができる。

(a)　業務上の秘密の情報

(b)　いずれかの締約国の法令により、特に秘密とされ、又は他の方法により開示から保護される情報

(c)　関連する仲裁規則に従って不開示としなければならない情報

17　仲裁地は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、ニューヨーク条約の当事国の国内とする。

18　仲裁廷の裁定は、最終的なものであり、かつ、紛争当事者を拘束する。当該裁定は、執行が求められている国における有効な裁定の執行に関する関係法令及び関連する国際法（ＩＣＳＩＤ条約及びニューヨーク条約を含む。）に従って執行される。

第二十四条　紛争解決の適用除外

1　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号。その改正を含む。）に基づく日本国の決定であって、同法に基づく事前届出を要する投資に関するもの（投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止の命令を含む。）は、この章の紛争解決の規定の対象とならない。

2　いずれかの締約国が、事前届出を要する投資に適用される審査の手続に関する法令であって、この章の紛争解決の規定の対象とすべきでないものを将来採用する場合には、両締約国は、それぞれの立場を害することなく、この条の規定の見直しのために協議する。

第二十五条　文書の送達

1　この章の規定による仲裁に関する通知その他の文書は、次の送達先への交付により締約国に送達する。

(a)　日本国については、外務省国際法局

(b)　パラグアイ共和国については、国家法務局長及び外務省

2　一方の締約国は、1に規定する当局の名称の変更を速やかに公に入手可能なものとし、他方の締約国に通報する。

3　各締約国は、1及び2に規定する自国の当局の住所を公に入手可能なものとする。